

公民館及び生涯学習専門員は天津市の社会教育推進の要

天津市は社会教育を奨励する義務がある

教育基本法では、社会教育について社会の要請にこたえていくことが重要であり、社会において行われる教育は、国や地方公共団体によって奨励されなければならないとしている。また、その奨励に必要な設備及び運営、集会の開催、資料の作成、あらゆる場で学ぶ環境を醸成しなければならないとしている。当然ながら、その拠点となるものが公民館ということになる。

公民館は『社会の要請』に応じ、地域の『公共』を形成するための拠点

平成 20 年 2 月の中教審答申では「公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、『社会の要請』に応じた学習活動の機会の料的・質的な充実に努め、その成果を地域の教育力の向上にいかすことが求められている。」とし、公民館には大きな期待が寄せられている。また、関係機関・団体と連携しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における『公共』を形成するための拠点となることが求めている。

かつての天津市の教育行政は学校と地域との連携を重視

教育は教育基本法にもあるように、学校だけでなく、家庭教育の基盤の上に、社会教育の支えがあって成り立つもの。天津市では昭和 57 年に中学校区ごとに保幼小中高の学校間連携と学校と地域との連携を行う「みんなで豊かな心を育てる広域活動」事業を展開し、平成 7 年に市内すべての幼小中学校に「いじめ対策協議会」を設置、平成 11 年には「みんなで豊かな心を育てる広域活動」と「いじめ対策協議会」を併せ持った生徒指導協力者会議に発展させ、平成 20 年に学校教育法の改正に伴い学校協力者会議と名を変え、学校評価、緊急対応、地域・保護者の学校教育への参画を柱とした学校運営体制の整備がされ、現在、コミュニティ・スクールへと発展しています。そこに貫かれている思想は学校だけでなく地域や保護者もそれぞれの役割を果たしつつ、一緒になって子どもの健全育成にあたるというものである。このことは教育基本法における国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての努力義務として、学校、家庭及び地域住民等の連携及び協力の促進に資することと合致している。

公民館や生涯学習専門員の廃止は従来の教育員会の考えとは異なる

高齢化が進むなかで、遠くまで出かけられない状況の方にとっては、身近にある公民館や支所の存在は今まで以上に大きなものになっていくと思われる。社会の要請によって認知症に関することや健康教室、介護士の資格認定取得を目的とした講座の充実など、ますます必

要になると考える。しかし、市民部より市民センターのあり方について実施案が出され、学区公民館を廃止してコミセン化し、生涯学習専門員についても廃止するとしている。このことは、いうまでもなく社会教育法の趣旨に反するものであると言わざるを得ない。平成 29 年 3 月の大津市総合計画 2017 の『生涯学習の推進』では、「社会教育活動の拠点となる公民館や図書館等を地域の学びや活動の拠点とし、市民の自主的な学びを支援する生涯にわたって学べる環境を確保します。」「地域で活動するリーダーやサポーターなど地域づくりの担い手となる人材を養成する。」としている。また、平成 25 年 10 月の「大津市の公民館のあり方について」の社会教育委員会からの答申をうけ、11 月に教育委員会がまとめた内容とは大いに異なるものとなっている。教育委員会がまとめた「大津市の公民館のあり方」では「公民館は 1 学区 1 公民館の体制を維持し地域活動の核として市の職員と市民がともにまちづくりについて考えていく」としており、大津市が今回出した「市民センターのあり方」実施案の公民館の廃止や生涯学習専門員の廃止とは大いに異なり、なぜそのような大きな方向転換をしたのか違和感があるし不信感も持つ。

教育長の 4 月当初の発言と 6 月の発言にも違和感が

4 月初めの校舎長会において日渡教育長は「家庭教育、学校教育、社会教育の充実させることが教育委員会の仕事です。社会教育は図書館、博物館、公民館その他社会教育施設の振興に努めなければならない」と述べ、公民館の振興に努めると言っていたのに、いつのまにかトーンが落ちている。それはなぜなのか疑問に思うところである。

生涯学習専門員の廃止により地域人権学習が後退する

今日まで住民組織、関係団体の連絡調整、「人権・生涯」学習の推進などに取り組んできた生涯学習専門員についても廃止するとしているが、とりわけ人権については公の市が関与しておかなければならないものと認識しており、常に啓発に努める責務がある。公民館が地域人権教育の拠点となり、それを進めるのが生涯学習専門員であると認識している。そうした存在は必要ではないのだろうか。地域に任せておいてできるのだろうか。大きな疑問が残る。

教育委員会の主体性、独立性に疑問あり、不信あり

公民館廃止や生涯学習専門員の廃止についての方針が教育委員会から出されていることにショックをうけている。本来、教育委員会が総合計画で述べていることや、自らまとめた「公民館のあり方」の方針を貫くべきだと思うし、そのことを通して教育委員会の独立性が担保されると考える。しかしながら、市長の意向に合わせ、政治の力によって内容を変更し、後付けで理由をこじつけているようなことでは、今の教育委員会に主体性も自主性も独立性もない。本当に教育委員会はそれでよいのか。不信感を持つとともに、誠に残念であり、大いに疑問である。

教育長は「民意を反映することが教育行政のマネジメント」と言ったが

市民への説明会がすべての学区で行われているが、多くの人の意見は、大津市が進める案に否定的である。これはまさに民意である。以前、教育長の雑誌のインタビューで「教育長は首長に任命され、自分で判断し決断を下さなければいけません。強い権限とそれに見合う責任が生まれました。だから、自分の決定の正しさを、絶えず自分で担保しなくてはならない。これを担保するために民意を反映していくことが教育行政のマネジメントの根幹です」と言っている。これは本心なのだろうか。本心であるなら今教育委員会が行っている公民館の廃止や生涯学習専門員の廃止は民意を反映しているのではなく、民意に反していることになる。これでよいのでしょうか。誠に残念でならない。